

津山市立図書館ホームページへの広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、津山市広告掲載要綱(平成19年3月30日津山市告示第198号。以下「要綱」という。)及び津山市広告掲載基準(以下「基準」という。)に定めるもののほか、津山市立図書館ホームページ(以下「ホームページ」という。)への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告枠の位置は、市が指定する。

(広告掲載の規格及び掲載料)

第3条 広告掲載の規格及び掲載料は、次に掲げるとおりとする。

広告の規格	広告掲載料(1ヶ月あたり)
大きさ 縦60ピクセル×横120ピクセル jpeg形式 alt設定は40文字以内、フォント・色・サイズ等は指定できないものとする。	3,000円(消費税込)

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、月を単位とし、掲載期間の終期は広告掲載申込日の属する年度の3月31日とする。ただし、掲載期間が年度を超える場合は、翌年度の掲載申込手続きをしなければならない。

- 2 広告の掲載開始日及び終了日は、市が定める。
- 3 広告掲載期間中、市の故意又は過失によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、その閉鎖した時間を24で除して得た日数(小数点以下切り捨て)を掲載期間に加算する。

(広告掲載の申し込み)

第5条 ホームページに広告掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、津山市立図書館ホームページ広告掲載申込書(様式1)に、掲載しようとする広告の原稿及びそれに伴う資料を添えて、広告掲載希望月の前々月末までに提出するものとする。ただし、同一の申込者が申し込める広告は、原則1ヶ月につき1枠とする。

(広告掲載の決定)

第6条 市は前条の申込書を受け付けたときは、速やかに審査会に諮り、掲載の可否を決定し、津山市立図書館ホームページ広告掲載決定通知書(様式2)又は津山市立図書館ホームページ広告掲載不承認通知書(様式3)により通知する。

- 2 市は、必要があればデザイン素材、その他承認の可否を判断するための資料の提出を求めること

ができる。

3 市は、広告の内容及びデザイン等（以下「広告内容等」という。）が要綱第3条及び基準第3条に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、申込者に対し広告の内容等の修正を指示できるものとする。

4 申込者は前項の指示をされたときは、速やかに広告内容等を修正し、指定する期日までに市に提出の上審査を受けるものとする。

（広告の製作）

第7条 広告の原稿案及び前項に規定する広告の原稿を作成する費用は、申込者の負担とする。

（広告掲載の承認の取消し）

第8条 市長は、要綱第8条第1項の規定により広告掲載の承認を取消す場合、広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の承認を取消す場合、次に掲げる事項を広告掲載者に通知するものとする。

（1）取消し年月日

（2）取消しの理由

（3）削除年月日

（4）審査会が定める掲載申込み禁止期間

（5）その他必要事項

（広告掲載の取消し）

第9条 要綱第8条第1項第2号の規定による広告掲載が適当でないとして市長が認める場合とは、次に掲げる場合とする。

（1）第6条第3項による広告内容等の修正を広告掲載者が行わないとき。

（2）市の助言又は指導に広告掲載者が従わないとき。

（3）基準第3条第2項に規定する申込者になることができないことが判明したとき。

（4）その他、広告の掲載を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると市が判断したとき。

（広告等の変更）

第10条 広告掲載者は、月を単位として、広告内容等を変更することができる。

2 広告掲載者は、広告内容等を変更しようとする場合は、変更しようとする月の前々月末までに、津山市立図書館ホームページ掲載広告等変更申込書（様式4）を提出し、承認を得るものとする。

3 広告掲載者は、リンク先のページのアドレスが変わったことによるリンクのみの変更の場合は、変更しようとする日の7日前までに、津山市立図書館ホームページ掲載広告等変更申込書（様式4）を提出し、承認を得るものとする。

（広告掲載料の還付・減額）

第11条 要綱第9条の規定による市長が相当の理由があると認める場合とは、次に掲げるものとする。

(1) 広告媒体の事業が廃止となった場合

(2) 市の故意又は過失により、広告掲載の全部又は一部が不能となった場合

2 前項各号に掲げる事由に該当する場合は、既納の広告掲載料の全部又は一部を還付することができる。

(広告掲載の取り下げの申し出)

第12条 広告掲載者は、原則として、掲載終了予定日の1ヵ月前までに、津山市立図書館ホームページ広告掲載取り下げ申出書(様式5)の提出により、ホームページへの広告掲載の取り下げを申し出ることができる。

2 前項の規定により、広告掲載を取りやめた場合において、既納の広告掲載料は還付しない。ただし、審査会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成27年6月1日から適用する。

附則

この要領は、平成29年1月27日から適用する。